

(候補者 → 契約業者等 → 府選管)

[様式 4 - ②]

※ 必ず請求書 (様式番号 5 - ②) に添付してください。

通常葉書作成証明書

次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

令和○年○月○日執行 参議院大阪府選出議員選挙

契約日以降の日付

候補者氏名 **選挙 一郎**

・ 本名(戸籍名)

・ 自署ではない又は、押印がない場合は本人確認をすることがあります。

基準限度を超えていても
作成した枚数と金額を記入

記

通常葉書作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇印刷株式会社 大阪市北区梅田〇-〇-〇 代表取締役 〇〇 〇〇
作 成 枚 数	80,000 枚
作 成 金 額	560,000 円
備 考	

(備考)

- この証明書は、作成の実績に基づいて、**通常葉書作成業者ごとに別々に**作成し、「請求書」の用紙とともに候補者から通常葉書作成業者に提出してください。
- 通常葉書作成業者が大阪府に支払を請求するときは、この証明書を**請求書に添付**してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、通常葉書作成業者は、大阪府に支払を請求することはできません。**
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 枚数
80,000 枚
 - 限度額
イ 確認された作成枚数が **35,000 枚** 以下の場合 8 円 62 銭(単価)×確認された作成枚数=限度額
ロ 確認された作成枚数が **35,000 枚** を超える場合
$$\frac{301,700 \text{ 円} + 7 \text{ 円 } 46 \text{ 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 35,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \quad \dots\dots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額